

適性診断受診料助成金交付要綱

平成26年4月1日 制 定

令和8年9月25日 最終改正

公益社団法人 岩手県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人岩手県トラック協会（以下「岩ト協」という。）は、トラックドライバー等（以下「運転者等」という。）の交通事故防止のため、岩ト協が指定する国土交通省認定の適性診断認定機関（以下「適性診断認定機関」という。）の行う適性診断を受診する貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(助成対象)

第2条 岩ト協会員事業者（以下「会員」という。）で入会から6ヶ月以上経過し、且つ会費の未納等のない事業者であること。又は会員以外で岩手県内の全ての営業所が公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の行う安全性評価事業において「安全性優良事業所」と認定され、且つ岩手県内の全ての営業所が岩手県貨物自動車運送適正化事業実施機関の実施する巡回指導において直近の総合評価「A」の事業者（以下「認定事業者」という。）であること。

2、前項の会員については、入会から6ヶ月を経過した後に受診した適性診断に限り、助成の対象とする。

(診断の種類と助成額)

第3条 次の金額を上限とする。なお、上限額に満たない場合は、実費額を助成する。

- | | |
|----------|--------|
| (1) 一般診断 | 3,400円 |
| (2) 初任診断 | 5,800円 |
| (3) 適齢診断 | 5,800円 |

2、1事業者に対する助成は、年度当初の会員名簿記載の車両台数を基に次のとおり上限とする。

- | | |
|-------------|-------------------------|
| (1) 一般診断 | 車両台数の3分の1（端数切り上げ） |
| (2) 初任・適齢診断 | 両診断併せて車両台数の5分の1（端数切り上げ） |

(対象期間)

第4条 適性診断を受診した当該年度の4月1日から翌年2月末日（締切日が土日祝日の場合は、直前の平日）までとする。

(助成方法)

第5条 事業者は、事前に助成の可否を確認し、岩ト協と協定書を締結した適性診断認定機関（以下「岩ト協指定認定診断機関」という。）に申請する。

(報告・請求)

第6条 岩ト協指定認定診断機関は、月末に当該申請分（事業所名・人数）を取りまとめ協会長に書面で報告並びに受診料の請求をする。

2、第5条の助成対象者数の制限を超えて受診した場合、または入会から6ヶ月未満の事業者の運転者等が受診した場合においては、岩ト協は、超過した受診料を事業者に請求し、事業者は請求に基づき速やかに納付するものとする。

3、岩ト協では報告に基づいて各々の岩ト協指定認定診断機関が指定する金融機関に送金するものとする。

(貸出機器等による診断)

第7条 独立行政法人自動車事故対策機構岩手支所の出張診断又は貸出機器による受診及びナスバネット利用による診断も助成の対象とし、第5条の上限内において第6条の取り扱いによる助成とする。

(支部設置の機器による受診の制限)

第8条 各支部設置のナスバネットによる受診は、一般診断のみとし、利用期間は当該年度の4月1日から翌年2月末日（締切日が土日祝日の場合は、直前の平日）までとする。

(助成金の返還)

第9条 岩ト協は、事業者がこの要綱その他岩ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他の不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2、前項の規定により返還を命じられた事業者については、岩ト協が行う助成事業のすべてに係わる申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(附則)

1. 本要綱は平成26年4月1日より適用する。
2. 平成29年4月1日一部改正
3. 令和元年10月1日一部改正（第3条助成額）
4. 令和2年4月1日一部改正
5. 令和3年4月1日一部改正
6. 令和4年4月1日一部改正
7. 令和8年4月1日一部改正
8. 令和8年9月25日一部改正

※「岩ト協指定認定診断機関」

独立行政法人自動車事故対策機構岩手支所

千厩自動車学校

北上自動車学校

盛岡南ドライビングスクール（平成31年4月1日追加）

遠野ドライビングスクール（令和元年7月1日追加）

陸前高田ドライビングスクール（令和元年7月1日追加）

八戸モータースクール（令和8年4月1日追加）

弘前モータースクール（令和8年4月1日追加）

青森モータースクール（令和8年4月1日追加）